

江南市地域クラブ活動指導員等設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江南市地域クラブ活動試行実施要領に基づき、地域クラブ活動における地域クラブ活動指導員（以下「指導員」という。）及び地域クラブ活動指導補助員（以下「指導補助員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 指導員及び指導補助員（以下「指導員等」という。）は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 地域クラブ活動の活動時間は、週休日（土曜日及び日曜日をいう。）のいずれかの日で1種目月2回を原則とし、1回3時間程度とすること。
- (2) 参加者への実技指導及び事故や怪我の予防措置を講じること。
- (3) 地域クラブ活動に係る大会や練習試合等への引率、用具及び施設の点検と維持管理を行うこと。
- (4) 地域クラブ活動の運営管理、保護者等への連絡を行うこと。
- (5) 参加生徒にトラブル及び事故が発生した場合の現場対応及び経緯、経過については、速やかに江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するとともに保護者との情報共有を図ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域クラブ活動を運営する上で教育委員会が必要と認め指示する事項

(登録)

第3条 指導員等への登録は、満18歳以上（高校生は除く）とし、指導員登録書（様式1）及び指導員宣誓書（様式2）を教育委員会に提出しなければならない。

(委嘱)

第4条 指導員等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域クラブ活動の種目に関する経験、技能を有する者
 - (2) 教育的指導に関する専門的知識を有すると認められる者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が認める者
- 2 教育委員会は、指導員等が職務を遂行できなくなったとき又は指導する者としてふさわしくないと認めたときは、これを解嘱することができる。

(代表者)

第5条 競技種目毎に、指導員の中から互選により代表者を定める。

- 2 代表者は、教育委員会にその旨を申し出、活動の総括を行う。

(任期)

第6条 指導員等の任期は、当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務の管理)

第7条 指導員等は、教育委員会と協議の上、職務に当たる日時を決定するものとする。

2 指導員等は、活動状況を別紙(様式3)により、また、勤務状況を(様式4)により、当該月の翌月10日までに教育委員会に報告しなければならない。

(謝礼)

第8条 指導員等の謝礼は、時間当たり、指導員は1,600円、指導補助員は1,210円とし、その職務に従事した時間数に応じて支給する。

(知識、技術の習得)

第9条 指導員等は、生徒へのスポーツ指導に関する研修会等に積極的に参加するなど、常にその職務を遂行するために必要な知識、技術の習得に努めなければならない。

(秘密の保持)

第10条 指導員等は、その職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その委嘱を解かれた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、指導員等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式1（第3条関係）

年 月 日

江南市教育委員会 様

地域クラブ活動指導員等登録書

下記のとおり、地域クラブ活動指導員に登録します。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒
携 帯 電 話 番 号	
(自 宅 電 話 番 号)	
メー ル ア ド レ ス	
指 導 で き る 種 目	

※指導員登録いただいた個人情報の取り扱いは、江南市地域クラブ活動の運営以外に使用いたしません。

様式2（第3条関係）

江南市教育委員会 様

地域クラブ活動指導員等宣誓書

私は、「江南市地域クラブ活動指導員等設置規程」を順守し、指導員として品位を損なう行為や江南市教育委員会に迷惑を及ぼし損害を与える行為はいたしません。

故意又は重大な過失に関わらず、前記行為並びに暴力、暴言、各種ハラスメント等の不当行為を行った場合は、江南市教育委員会による事実確認に全面協力しその指示に従い、如何なる指導及び処分に対しても、一切の不服を申し立てないことを誓約いたします。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

様式3 (第7条関係)

年 月 日

江南市教育委員会 様

種 目

指導員名

活動場所

地域クラブ活動実績・状況報告書

下記のとおり、地域クラブ活動状況を報告します。

記

(年 月分)

月 日	参加生徒人数	活 動 内 容	特 記
	人		
	人		
	人		